

質問第二〇九号

ライドシェアに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年六月二十一日

水野素子

参議院議長 尾辻秀久 殿



## ライドシェアに関する質問主意書

一 日本版ライドシェアが実施されて二か月が経過したが、この間の各地域でのライドシェアドライバーの配車件数と実車件数を明らかにされたい。

二 自家用車などによる白タクだけでなく、タクシー会社と異なり運転手や車両の管理責任を負わない「プラットフォーマー」などが運営するライドシェアは、海外で事件・事故が多発しており、導入すべきではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 現在政府はライドシェアの全面解禁に加え、自動運転のバス・タクシーへの参入も推進している。バス乗務員は地域を問わず、人員不足に悩まされているため、自動運転の導入は安全性の面で慎重な検討が必要ではあるが、便数の確保の面では有効な手段である。しかしタクシーにおいては不足している地域もあれば過剰な地域もある。ライドシェア及び自動運転タクシーを全国一律で解禁すると、場所によっては二種免許を持ち、タクシー会社に所属しているドライバー、個人タクシーのドライバーにとっては職を奪われることになり、雇用の喪失につながりかねないが、タクシードライバーの安定雇用とライドシェアについて政府の見解を示されたい。

右質問する。